



いまとこれからに対峙する介護事業者として、情報を活路に

令和6年度がスタートし、いよいよ介護報酬改定が施行されました。介護施設・事業所の皆さまにおかれては、医療介護連携や生産性向上など強く打ち出されたメッセージを受け止めながら、多岐に渡る改定事項に対応していかなければならないさなかにあり、極めて多忙な時期を過ごしておられることと思います。また、訪問介護事業者の皆さまは、厳しい現状に鞭打つようなマイナス改定をどのように乗り越えるか、苦悶しておられることでしょう。そして6月には1本化された新たな処遇改善加算のもと人材戦略を組み立てていかなければならず、気の休まる暇もありません。

厚生労働省からは改定に係る通知やQ&A等が次々と示され、手続きが粛々と進められています。一方で政府においては早くも、経済財政諮問会議や財政制度等審議会を通じて、来年度予算の基盤づくりが始まりました。そこには我が国の財政や人口動態を踏まえた改革案が介護分野に向けても提言されており、予断を許しません。

いま直面する課題と、これからの未来に予測される課題。私たち介護事業者にはその両方に対峙していくことが求められています。今回のWELVISIONでは、そうした報酬改定以降の動向について特化してピックアップし、お伝えしています。皆さまが介護業界を取り巻く大きな波を乗り越えていくため、本誌の情報からその流れを読み解き、活路を見出す一助としていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

動向
解説

02 | ・制度の安定性確保に給付や体制の改革が必要

04 | ・R6改定検証調査のスケジュール・項目案を整理

05 | ・ケアマネジメントの制度改正議論を視野に検討会を設置

06 | ・介護情報の利活用に係る中間とりまとめを整理

07 | ・R6改定の解釈通知やQ&A、様式等を一括して公表

COLUMN

つきまとう改革案に断固として主張しつつ、「提案型」へのシフトを

4月2日に開催された政府の経済財政諮問会議で、「マクロ経済運営」「経済・財政一体改革の点検・検証と中長期政策の方向性」について審議されました。

当日、事務局である内閣府から、「中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②」とする資料を提示。「少子高齢化や人口減少を克服し、豊かさや幸せを実感できる経済社会の実現に向けて、日本経済の新たなステージへの移行を検討するに当たっては、将来の経済・財政・社会保障に関する定量的な展望を踏まえることが重要」とし、目下の経済前提を踏まえて、2034～2060年度を対象として「マクロの経済・財政・社会保障の姿」の試算を明らかにしました。

「社会保障(医療・介護)の姿」とする項では、「医療・介護の伸びは、自然体では経済の伸びを上回る見込み」「医療費について、高齢化や人口要因による伸びは、今後、縮小傾向となる一方、医療の高度化等の其他要因による伸び(現状では年率1%程度)は、高額医療へのシフト等により、更に高まる可能性も」「介護費については、高齢化等の要因により、一貫して増加」などの問題意識を示した上で、「給付と負担の改革」の必要性を指摘。試算の上では「経済の伸びを上回って給付が増加する医療・介護については、毎年の医療の高度化等の其他要因による増加を相殺する改革効果を実現できれば、長期安定シナリオの下で、制度の長期的安定性の確保が見通せる結果」となったとし、「そのためには、DX活用等による給付の適正化・効率化、地域の実情に応じた医療・介護提供体制の構築、応能負担の徹底を通じた現役・高齢世代にわたる給付・負担構造の見直し等、様々な努力の積み重ねが必要」としました。

▽「3つの時間軸」で実施する介護制度改革を提言 財務省・財政制度分科会

こうした政府の動向を踏まえ、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会(財政審)は、4月16日に財政制度分科会を開き、「こども・高齢化」について課題を整理しました。

当日の資料では、人口動態や社会保障関係費の伸び、こども未来戦略に係る財源確保の重要性を踏まえながら「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」と題した改革工程を提示。「能力に応じて全世代が支えあう『全世代型社会保障』の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、『時間軸』に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた『改革工程』を取りまとめ」「3つの『時間軸』で実施(①来年度(2024年度)に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要な取組)」とした上で、特に「上記②で掲げられた検討項目について、しっかりとした検討を行い、着実に実施していく必要がある」としました。

このうち「医療・介護制度等の改革」として挙げられた項目については、「2024年度に実施する取組」として▽介護保険制度改革(第1号保険料負担の在り方)、▽介護の生産性・質の向上(ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化)など、「2028年度までに検討する取組」として▽医療機関・介護施設等の経営情報の更なる見える化、▽介護の生産性・質の向上、▽介護保険制度改革(ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方)(利用者負担(2割負担)の範囲、多床室の室料負担)、▽サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化、▽医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い、▽医療・介護の3割負担(「現役並み所得」)の適切な判断基準設定等が記載されています。

その上で介護分野については、「介護保険制度については、これまでも給付の適正化等の改革を実施してきたが、一人当たり介護給付費が急増する 85 歳以上人口が増加を続けることや、現役世代(支え手)の減少を見据え(略)制度の持続性確保のための見直しを進めることで、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要」があると指摘。あわせて示された「改革の方向性」(案)は以下の通りです。

○介護の改革の必要性

- ✓ 引き続き、高齢者の自立支援・重度化防止や生活の質向上の観点から介護予防の取組を進め、要介護認定率を引き下げていくとともに、今後、85 歳以上の人口が増加することを踏まえ、介護保険の給付と負担の見直しを遅滞なく着実に進めるべき。

○生産性の向上(ICT機器を活用した人員配置の効率化)

- ✓ ICT機器の導入・活用を引き続き推進しつつ、特養・通所介護等における人員配置基準の更なる柔軟化を実施すべき。

○生産性の向上(経営の協働化・大規模化の推進)

- ✓ 規模の利益を生かして、介護現場の業務の効率化や職場環境改善を図るため、2023 年度補正予算で措置した、人材の一括採用・事務処理部門の集約・老朽設備の更新等のための支援策を活用して、経営の協働化・大規模化を早急に進めるべき。
- ✓ 今後、特に社会福祉法人における経営の協働化・大規模化を円滑に進める環境整備を更に図っていくべき。

○高齢者向け施設・住まいにおけるサービス提供の在り方

- ✓ 介護保険施設の指定を受けている特養等と、指定を受けていない高齢者向け住まいの役割分担・住み分けについて改めて検討し、自治体の介護保険事業計画において、有料老人ホーム・サ高住も含めた高齢者向け住まいの整備計画も明確に位置付けるべき。地域包括ケアの推進の観点からも、有料老人ホームやサ高住における要介護者に対する介護サービスの需給を勘案した上で、一体となった整備方針を定めるべき。
- ✓ 有料老人ホームやサ高住における利用者の囲い込みの問題に対しては、訪問介護の同一建物減算といった個別の対応策にとどまらず、外付けで介護サービスを活用する場合も、区分支給限度基準額ではなく、特定施設入居者生活介護(一般型)の報酬を利用上限とする形で介護報酬の仕組みを見直すべき。

○保険外サービスの活用

- ✓ 自治体のローカルルールの実態把握を行った上で、国民の利便性向上に資するよう、介護保険外サービスの柔軟な運用を認めるべき。

○人材紹介会社の規制強化

- ✓ 人材紹介会社に対する指導監督の強化により一層取り組むとともに、医療・介護業界の転職者が一定期間内に離職した場合は、手数料分の返金を求めることを含め、実効性ある対策を更に検討すべき。また、ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させるべき。

○軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行

- ✓ 介護の人材や財源に限りがある中で、要介護者の中でも専門的なサービスをより必要とする重度の方へ給付を重点化していくとともに、生活援助等は地域の実情に応じて効率的に提供していく必要。このため、軽度者(要介護1・2)に対する訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべきである。

○生活援助サービスに関するケアプラン検証の見直し

- ✓ 身体介護に安易に置き換えられるケース等を是正し、訪問介護全体での適切なサービスを確保するため、身体介護も含めた訪問介護全体の回数で届け出を義務付ける等、更なる制度の改善を図るべき。また、各自治

体のケアプラン検証の取組状況を定期的に把握し、より実効的な点検を行うことで、サービス提供の適正化につなげていく必要。

○ケアマネジメントの利用者負担の導入

- ✓ 質の高い介護サービスを提供する上で、利用者の立場に立ってケアプランを作成するケアマネジャーは重要な役割を果たしており、公正・中立なケアマネジメントを確保する観点から、質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せ、居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとする必要。

○利用者負担の見直し

- ✓ 負担能力に応じて、増加する介護費をより公平に支え合う観点から、「改革工程」に沿って、所得だけでなく金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて検討した上で、2割負担の対象者の範囲拡大について早急に実現すべき。また、医療保険と同様に、利用者負担を原則2割とすることや、現役世代並み所得(3割)等の判断基準を見直すことについても検討していくべき。

○多床室の室料負担の見直し

- ✓ 利用者実態等を踏まえ、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費(室料+光熱水費)を求めていく観点から、今回見送りとなった残りの介護老人保健施設・介護医療院についても、多床室の室料相当額を基本サービス費等から除外する見直しを更に行うべきである。

財政審では、これらの提言をもとに5月中にも「建議」をとりまとめ、財務大臣へ答申する予定で、6月に策定される「骨太の方針」ほどの程度盛り込まれるかが注目されます。

動向 解説

審議会レポート

R6 改定検証調査のスケジュール・項目案を整理

厚生労働省・専門委員会

厚生労働省は2月28日に、社会保障審議会・介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会を開催しました。

この日の議題となったのは2本で、いずれも「介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」に関するもの。ひとつめは令和3年度改定に関する令和5年度分の調査結果に関して、既に報告済の資料への追加事項について説明がされたままでしたが、この日の主題となったのはもうひとつの議題「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の進め方及び実施内容について」です。

まず「進め方について」では、調査項目や内容について同日の委員会審議を踏まえて介護給付費分科会へ報告を行った後、▽4・5月に厚生労働省内において仕様書を作成、受託機関を決定、▽6月から9月にかけて、同委員会や介護給付費分科会等を経て調査票を作成、▽9月頃の調査開始を見込んだ上で、▽10月から来年2月頃まで集計・分析・検証を重ね、3月頃に調査結果の評価や結果を踏まえた議論を行いたいとしています。

令和6年度分調査の項目案として挙げられたのは以下の4点です。

- (1) 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業(案)
- (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業(案)
- (3) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業(案)
- (4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた効果的かつ効率的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業(案)

このうち(1)では、「施設サービス及び居住系サービスについて、協力医療機関との連携の実態や施設等における医療提供の実態を調査することで、今回の計画期間中における連携体制の更なる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成する」との目的を掲げ、▽施設及び事業所のサービス実施状況、▽施設及び事業所の各種サービス費・加算等の算定状況、▽利用者の状態、入退所先、▽協力医療機関等との連携状況及び連携している協力医療機関等の基本情報等を調査するとしています。

また、今回の報酬改定でも重点のひとつだった(3)に関しても、▽施設サービス及び通所リハビリテーション事業所におけるリハビリテーション・機能訓練、栄養管理、口腔管理の実施状況及び一体的取組の実施状況、▽施設及び事業所の各種サービス費・加算等の算定状況、▽利用者・退所者の状態等を調査し、当該取組等の推進に向けた基礎資料を得たいとしています。

加えて(4)に関する厚生労働省の説明では、介護給付費分科会の審議報告において「他のサービス事業所等との連携やより効果的かつ効率的なサービスの在り方、必要なサービスを安定的に提供するための人材の確保等について、次期介護報酬改定に向けて引き続き検討していくべき」としたことを踏まえ、今回の報酬改定で導入見送りとなった「複合型サービス」の在り方について、「なぜ訪問と通所の組合せなのか、規制緩和での対応が出来るのではないか等の意見があったことを踏まえ、今回の調査をもって検討する範囲を拡げたい」との意向が示されており、関連のものとして注目されます。

その他、別途示された令和6～8年度のスケジュール案では、3年を通したのものとして「高齢者施設等と医療機関の実効性のある連携体制の検証」を行うとしたことに加えて、令和7年度分では「生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査」、また令和7・8年度に跨るものとして「施設系サービス及び居住系サービスにおける協定締結医療機関との連携状況の把握」や「LIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査」に取り組む予定であることなどが記載されています。

厚生労働省はこの日の議論を踏まえ、3月18日に開催した社会保障審議会・介護給付費分科会で改めて審議するとともに、令和6年4月以降、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ等の一般的な感染症として取り扱われることから、関連する介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては(「ユニットリーダー研修について、実地研修が未受講である場合の取扱い」等一部を除き)原則として廃止することについて報告しています。

動向 解説

ケアマネジメントの制度改正議論を視野に検討会を設置

厚生労働省

厚生労働省は3月28日に、社会保障審議会・介護保険部会を持ち回りで開催。「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の設置について報告しました。

令和4年12月の同部会による審議報告「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある」と記載されており、今回の措置はその求めに応えたものとしてとられたものになっています。

主な検討事項として挙げられているのは、▽ケアマネジャーの業務範囲の整理、▽主任ケアマネジャーの役割の明確化、▽ケアマネ試験の在り方、▽法定研修の在り方、▽AI・ICT等の活用、▽ケアマネジメントの質の向上・評価の6項目。今後、秋ごろに中間整理を行うことを目途に毎月ペースで会合を重ね、来年4月からの介護保険部会での制度改正議論に反映させたいとしています。

▽キックオフ会合で、業務範囲や法定研修の在り方等検討事項を整理

厚生労働省は同検討会の初会合を4月15日に開催、当日提出された「今後の検討事項について」とする資料では、以下の観点が示されました。

(抜粋・要約)

1. ケアマネジャーの業務の在り方について

- ✓ 居宅介護支援事業所においては、関係制度や社会資源、関係機関等への連絡調整その他の便宜の提供が求められ、業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘される一方、ケアマネジャーの専門性をより発揮していくことが求められるところ、その役割や業務の範囲等について、どのように考えるか。
- ✓ 主任ケアマネジャーについて、地域課題の把握や社会資源の開発といった地域づくり、地域のケアマネジャーの人材育成等の役割など、求められている役割をどのように考えるか。また、どのような対応が考えられるか。

2. 人材確保・定着に向けた方策について

- ✓ 実務研修終了後の入職者数の確保、離職防止、受験者数の増加、ケアマネジャーの事の魅力発信等、人材確保に向けて、どのような対応が考えられるか。

3. 法定研修の在り方について

- ✓ 効率性や満足度向上、講師の担い手の確保などを含め、ケアマネジャーの専門性の確保や質の向上を図る観点から、今後の法定研修の在り方について、どのように考えるか。

4. ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進

- ✓ 認知症・身寄りのない高齢者の増加など、今後、意思決定支援の重要性が増していく中、ケアマネジャーの専門性をより適切に評価するため、どのような対応が考えられるか。
- ✓ 「適切なケアマネジメント手法」について法定研修カリキュラムにも盛り込まれたところ、実践の場での活用をさらに促進していくために、どのような対応が考えられるか。
- ✓ 業務効率化・負担軽減を図り、限られた人材により利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実現する観点から、ケアプランデータやテクノロジーの活用について、どのような対応が考えられるか。

同検討会については、当面の進め方として5月9日に構成員プレゼン及び関連団体・実践者のヒアリングを行った後、6月を目途にケアマネジメントの質の向上及び人材確保に向けた方策について検討する予定としています。

動向 解説

介護情報の利活用に係る中間とりまとめを整理

厚労省・介護情報利活用ワーキング・グループ

厚生労働省の健康・医療・介護情報利活用検討会「介護情報利活用ワーキング・グループ」は3月29日、これまでの議論に基づき「中間とりまとめ」を公表しました。

今回の中間とりまとめは、「保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要」とした上で、令和5年6月に策定された「医療DXの推進に関する工程表」において、「介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく」

とされたことを踏まえ、介護情報基盤の構築と運用に向けた取組継続のため、厚生労働省に対する提言を行うものと位置づけられています。

このなかでは当面の間、▽要介護認定情報、請求・給付情報、LIFE情報、ケアプランについて介護情報基盤で（各情報に係る様式単位で）共有することを目指すとともに、▽利用者、保険者（市区町村）、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所及び医療機関を基本的な共有先とする旨を記載。共有先となる介護事業所・医療機関については「マイナンバーカードを用いる等の方法で利用者が共有に同意した事業所等」とし、当該事業所に属する者のうち、共有される範囲は「サービス提供における必要性等の観点から、（参考となる手引き等につき検討した上で）各事業所において判断すること」としています。

また、こうした介護情報等の利活用に期待される効果については、「以下の効果が確実に得られるよう検討を進めるべき」として、次の6点を挙げています。

ア 介護保険被保険者証関連情報の電子化を通じた利便性向上

イ 要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮

ウ 介護事業所間の情報共有による適切なケアの提供

エ 医療介護連携情報の医療一介護間での電子的共有を通じた医療介護連携の促進

オ 主治医意見書等の電子化を通じた二次利用可能性の向上

カ 蓄積された情報の分析等を通じた介護の質の向上等

同ワーキンググループでは、これらについて個人情報保護や情報セキュリティ担保の観点から必要な対応を求めた上で、「（中間とりまとめの）内容を踏まえつつ、厚生労働省は、介護情報の利活用に向けて、引き続き介護情報基盤のシステム開発等に取り組んでいただきたい」としています。

動向 解説

R6改定の解釈通知やQ & A、様式等を一括して公表

厚労省

厚生労働省は令和6年度介護報酬改定について、3月15日に解釈通知やQ & A等を発出、翌18日にはそれらを一括してホームページ上にとりまとめ、掲載しました。

例えば今回の介護報酬改定における最重要事項のひとつである「生産性向上推進体制加算」については、▽導入すべきテクノロジーについて、「インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器」にはビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含まれることや、「介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器」はデータの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限ること等が示されているとともに、▽加算取得要件となる「利用者の満足度等の評価」には「WHO-5調査」を5名程度の利用者に行うことや、▽上位区分取得に必要となる「機器の導入等による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査」について、日中・夜間の時間帯それぞれに複数人の介護職員を対象とし、5日間のタイムスタディ（自記または他記）を実施しなければならないことが記載されています。

また、介護老人福祉施設などで協力医療機関を定めることが義務づけられることに関して、3年間の経過措置中であっても、「過去1年間に協議を行った医療機関」や「取り決めが困難であった理由」、「協議を行う予定の医療機関」や「基準を満たす協力医療機関を定めるための今後の具体的な計画」などについて指定権者へ届出しなければならないこととしています。

ほか、Q&A第1弾では、研修に係る要件が課されている「認知症チームケア推進加算」や通所介護の「入浴介助加算（Ⅰ）」などについて対象となる研修が示されるなど、各加算の算定に要する詳細な事項が明らかにされています。

▽続々とQ&Aを発売、協力医療機関との連携や新たな処遇改善について見解示す

その後、随時示されたQ&Aは、第4弾まで発売されています。

例えば3月29日の第3弾では、居住系サービス・施設系サービスにおける「協力医療機関連携加算」について、「電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えない」とされていることについて、「随時確認できる体制」とは何かとする問いに対して、「例えば、地域医療介護総合確保基金の『ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備』事業を活用した、地域医療情報連携ネットワークに参加し、当該介護保険施設等の医師等が記録した当該介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の情報について同ネットワークにアクセスして確認可能な場合が該当する」との回答が示されています。

また、4月4日には「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A」も別途示され、新設される「介護職員等処遇改善加算」等について、「賃金改善方法・対象経費」「対象者・対象事業者」「月額賃金改善要件」「キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、Ⅳ」「職場環境等要件」などに係る疑義について新たに回答がされています。

<参照URL> 令和6年度介護報酬改定について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

コラム

つきまとう改革案に断固として主張しつつ、「提案型」へのシフトを

介護報酬改定に係る折衝、そしてプラス改定により措置された財源の配分等がようやく終わり、さあ腰を据えて体制を整備していこうというところへ、早々に財務省から次の改革案が示されました。本文中で触れた財務大臣の諮問機関「財政制度等審議会」の財政制度分科会で、社会保障分野に関する提言がとりまとめられようとしています。

毎年、財務省ではこの時期に、同様の検討を行います。これは次年度予算の編成に向けて例年6月に策定される「経済財政運営と改革の基本方針」(俗にいう「骨太の方針」)に反映させるため、財務省として諮問機関(財政審)から答申を受けることを通じて社会保障を含む各分野における課題と改革案をピックアップする作業です。とりわけ社会保障分野に関しては、経済成長の必要性と同じぐらいに重要な財政上のファクターと位置づけられており、余剰や無駄とレッテルを貼られたテーマについては厳しい提言がされるというのが恒例になっています。

もちろん、報酬改定の議論が交わされる昨年のようなタイミングがもっとも緊張感が高まることにはなるのですが、それ以外の年もやはり重い意味を持つものであることは言うまでもありません。今年で言えば、特養やデイサービスでも生産性の向上による人員配置基準の柔軟化を急かしていたり、社会福祉法人の大規模化を掲げて効率的な運営を推奨することにはじまり、居住系サービスでの囲い込みや人材紹介会社による手数料などある意味で「うまくやっている」部分へ切り込みを強めていることに加えて、保険外サービスを活用し得る土壌を耕すことにより介護保険財源以外で経営基盤の強化(ひいては処遇改善の原資の獲得)を図らせようという新たな路線も見られます。もちろん、ケアマネ改革や利用者負担の見直し、軽度者向けサービスの総合事業への移行などの積年の課題も忘れていません。

これらがすべて実行されるかと言えば必ずしもそうではないものの、少なくともそれらには問題意識があり、

意に沿わないものは当然、財源措置がされることなどありませんし、今年や来年でなくともいつかは手が入ることになります。

介護業界はこれまで何年にもわたってこうした「改革案」と戦ってきました。それはそれで大事なことではあるのですが、危機的な経営状況があちこちで聞かれるこのご時世に、ただ「NO」を繰り返しながら撤退戦を続けても、ほとんど勝算はありません。すべて甘んじて受け入れる必要はありませんが、やはり勝ち取りたい部分とそうでない部分は棲み分けして折衝していかなければ、未来をポジティブに描いていくことは難しいと言えるのではないのでしょうか。

これからの時代を当事者の側からデザインしていくために、言うべきことは断固として主張しつつ、「提案型」の介護業界へシフトしていくあり方をぜひ、みんなで考えていきましょう。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社
老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明
✉ t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858
<http://www.simwelman.com/>

